

県民健康調査データの第三者提供にかかる審査委員会の位置付けについて

平成 29 年 11 月 15 日
 福島県県民健康調査課

1 これまでの審査委員会の位置付け

これまでの審査委員会の役割は、以下のとおり。

- ・ 県が策定する「第三者へのデータ提供に関するルール」の審議（改正も含む）
- ・ データ提供等の可否に関する審査
- ・ データの不適正利用に対する措置に関する審議
- ・ 審査・審議結果の知事への意見提出

2 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（以下、「検討部会」という）及び審査委員会の役割

以下のとおり、検討部会と審査委員会の役割について、再整理する必要がある。

	検討部会	審査委員会
設置目的	県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルール（以下「ガイドライン」という）を制定するにあたり、専門的な助言を得るための機関として設置する。	県民健康調査における学術研究目的のためのデータ提供にあたり、ガイドラインに則り、申請内容の審査等を行う機関として設置する。
役割	<ul style="list-style-type: none"> ▷ガイドラインの骨子となる考え方に関すること。 ▷その他、「県民健康調査」検討委員会が指示した事項に関すること。 ▷県が策定するガイドラインの審議（改正等を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ▷データ提供等の可否に関する審査 ▷データの不適正利用に対する措置に関する審議 ▷審査・審議結果の知事への意見提出 ▷ガイドライン改正等の県への要請